

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都新宿区西新宿 7 丁目 2 1 番 3 号 西新宿大京ビル
(商 号) スリープログループ株式会社

上記被審人に対する平成 2 4 年度 (判) 第 4 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官 安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 4 年 8 月 1 3 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 2 4 年 6 月 1 1 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都新宿区西新宿7丁目21番3号西新宿大京ビルに本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成22年6月14日	第34期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年11月1日～平成22年4月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを119百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上等
2	平成22年9月17日	第34期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年11月1日～平成22年7月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が35百万円であるところを169百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成23年2月28日	第34期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成21年11月1日～平成22年4月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを131百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上等

4	平成 23 年 2 月 28 日	第 34 期事業年 度第 3 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書の訂正 報告書	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期 純損益が 35 百万円であ るところを 174 百万円と 記載	・投資有価証 券評価損の 過少計上 ・貸倒引当金 繰入額の過 少計上 等
---	---------------------	--	---	----------------	--	--

(注) 金額は百万円未満切り捨てである。

2 法令の適用

1 の表に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 3 及び同 4

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 4 項、7 条

番号 1、同 2、同 3 及び同 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文の規定により、被審人の第 34 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 34 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 34 期第 3 四半期報告書」という。）、第 34 期第 2 四半期報告書

に係る平成23年2月28日提出の訂正報告書（以下「第34期第2四半期訂正報告書」という。）及び第34期第3四半期報告書に係る平成23年2月28日提出の訂正報告書（以下「第34期第3四半期訂正報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第34期第2四半期報告書	126,330円
第34期第3四半期報告書	114,427円
第34期第2四半期訂正報告書	126,330円
第34期第3四半期訂正報告書	114,427円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第34期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第34期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第34期第2四半期訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第34期第3四半期訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第34期第2四半期報告書、第34期第3四半期報告書、第34期第2四半期訂正報告書及び第34期第3四半期訂正報告書が、いずれも第34期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第34期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 1,500,000 \text{円}$$

第34期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 1,500,000 \text{円}$$

第34期第2四半期訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 1,500,000 \text{円}$$

第34期第3四半期訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$

$= 1,500,000$ 円

となる。